

別添え 1

み春野自治会個人情報取扱に関する規約

制定 令和4年9月25日

(目的)

第1条 この規約は、み春野自治会（以下「自治会」という。）が保有する個人情報について、その適正な取り扱いを確保し、会員の権利利益を保護することを目的として定めるものとする。

(責務)

第2条 自治会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守するとともに、自治会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことのないよう個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 自治会は、本規約に定める個人情報の取扱方法について、総会資料又は回覧により、毎年1回は会員に周知するものとし、新規の会員に対しては書面の提示等により周知する。

(管理者)

第4条 自治会における個人情報の管理者は、自治会の会長とする。

(取扱者)

第5条 自治会における個人情報の取扱者は、役員及び自治会事務員とする。

(秘密の保持義務)

第6条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 自治会の活動において、管理者及び取扱者から正当な理由により個人情報の提供を受けた会員についても前項のとおりとする。

(個人情報の取得)

第7条 自治会が自治会の活動を目的として収集する情報は、会員又は会員となろうとする者の住所、氏名（家族及び同居人を含む。）、性別、生年月日（年齢）、電話番号等の連絡先とする。緊急時の援護の要否や避難支援等を必要とする事由等、その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得する

ものとする。

- 2 地域による避難行動要支援者支援体制整備のために千葉市から提供を受ける個人情報については、前項の限りではない。

(利用)

第8条 自治会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる目的又は活動において利用するものとする。

- (1) 入会及び退会等
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 文書の送付及び回覧業務
- (3) 会員名簿の作成及び地図の作成
- (4) 会員名簿に掲載される会員への配布
- (5) 総会における議決権の行使
- (6) 敬老祝等の給付対象者の把握
- (7) 弔慰金の支払いなど
- (8) 自治会運営における連絡調整及び情報共有
- (9) 災害等の緊急時における支援活動
- (10) 災害時要援護者との関係づくり
- (11) 防災活動に係る支援者との関係づくり
- (12) 認可地縁団体としての権利義務の履行
- (13) 犯罪及び事故の未然防止、犯行や違反行為を躊躇させる環境整備
- (14) 自治会事務員等の採用及び雇用

- 2 前項第9号から第11号に掲げる個人情報については、「み春野自主防災組織」及び「こてはし台小学校避難所運営委員会(事務局:み春野自治会)」と共同利用する。

- 3 前1項に掲げるほかの目的で利用するものについては、都度、回覧等により会員に周知を図るものとする。

(管理)

第9条 取得した個人情報は、管理者である会長が個人情報管理責任者として、適正かつ厳重に管理を行うとともに、取扱者である役員及び事務員等は個人情報取扱者として、それぞれ必要な限度で適正かつ厳重に取り扱うものとする。

- 2 避難行動要支援者支援のため千葉市から提供を受けた個人情報は、支援体制整備のため、近隣住民等のうち必要な支援者には提供する。

- 3 前項により個人情報の提供を受けた者は、個人情報を適正かつ厳重に取り扱うものとする。

- 4 不要となった個人情報は、個人情報管理責任者又は個人情報取扱者が役員会に報告のうえ、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者(委託・共同利用の相手方を除く。)に提供してはならない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合

(第三者提供に係る記録の作成)

第11条 自治会は、個人情報を第三者(国又は地方公共団体を除く。)に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録として、提供年月日、提供先の氏名又は名称、提供した個人情報の概要を記録し、保存するものとする。

- 2 前項は別記様式第1号によること。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 自治会は、第三者(国又は地方公共団体を除く。)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存するものとする。

- 2 前項は別記様式第2号によること。

(開示)

第13条 会員は、自治会に対し提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理責任者に対し開示を請求することができる。

- 2 個人情報管理責任者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、法第33条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。
- 3 地域による避難行動要支援者支援体制整備のために千葉市から提供を受ける個人情報については、前各項の限りではない。
- 4 前1項は別記様式第3号によること。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、自治会が取得した会員本人の個人情報の内容が事実でないときは、個人情報管理責任者に対し訂正を請求できる。

- 2 地域による避難行動要支援者支援体制整備のために千葉市から提供を受ける個人情報については、前項の限りではない。
- 3 前1項は別記様式第4号によること。

(個人データの削除)

第15条 退会、その他の理由により使用することのない会員個人のデータについては、遅滞なく削除し、個人情報の利用を停止するものとする。

(苦情対応)

第16条 自治会は、会員から取得した個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 地域による避難行動要支援者支援体制整備のために千葉市から提供を受ける個人情報については、前項の限りではない。

3 前1項による申し立ては別記様式第5号によること。

(漏えい発生時等の対応)

第17条 個人情報取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、棄損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、個人情報管理責任者に報告する。この場合において個人情報管理責任者は、事実関係の把握、原因の確認、被害拡大の防止を図る。併せて、本人への連絡及び通知を行い影響の最小化に努める。

2 前項の場合において、自治会は役員会において再発防止等の対応を図る。

3 前1項は別記様式第6号によること。

(窓口)

第18条 開示請求、訂正等の求め及び苦情に関する窓口を自治会役員会（総務部）におく。

2 前項における措置にあたっては、必要により役員会に報告する。

(安全管理措置要領)

第19条 第9条に規定する外、個人情報の安全管理措置に必要な事項は、別に個人情報取扱要領を定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

別記様式第1号（第11条関係）

第三者提供に係る記録

提供開始日	年 月 日
最終提供日	年 月 日
保存期間	最終提供日から3年 年 月 日まで

提供年月日	提供先 (氏名又は名称)	提供した 個人情報の概要	提供の目的

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員

別記様式第2号（第12条関係）

第三者提供を受ける際の確認等

受領開始日	年 月 日
最終受領日	年 月 日
保存期間	最終受領日から3年 年 月 日まで

受領年月日	提供者 (氏名又は名称)	受領した 個人情報の概要	受領の目的

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員

別記様式第3号（第13条関係）

提出日

年 月 日

み春野自治会個人情報管理責任者 殿

個人情報開示請求書

次のとおり、個人情報の開示を請求します。

請求者氏名	
請求者住所	
開示事項	
開示方法	

処 理 欄	
開 示 の 要 否	

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員

別記様式第4号（第14条関係）

提出日

年 月 日

み春野自治会個人情報管理責任者 殿

個人情報訂正等請求書

次のとおり、個人情報の訂正等を請求します。

請求者氏名	
請求者住所	
相違事項	
訂正内容	

処 理 欄	
-------	--

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員

別記様式第5号（第16条関係）

提出日

年 月 日

み春野自治会個人情報管理責任者 殿

個人情報に関する苦情について

次のとおり、個人情報に関し苦情を申し立てます。

申し立て者氏名	
申し立て者住所	
申し立て事項等	

処 理 欄	
-------	--

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員

別記様式第6号（第17条関係）

提出日

年 月 日

み春野自治会個人情報管理責任者 殿

個人情報に関する事故について

次のとおり、個人情報に関する事故について報告します。

報告者氏名	
事故概要	
該当個人情報	

処 理 欄	
-------	--

管理責任者 (会長)	取扱者	
	役員	事務員